

## 消費税率の改正に伴うお知らせ

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、占用期間が1か月未満における道路占用料及び準用河川占用料等が改定されますので、お知らせします。

令和元年8月 建設課長

### 1. 道路占用料関係（令和元年10月1日より下記のとおり変更します。）

#### 主な占用物件

占用物件	改定前	改定後
第2種電柱	170円	174円
第1種電話柱	98円	100円
工事用施設	518円	528円

※菊川市道路占用料等徴収条例別表に定める占用期間が1か月未満の占用料のみ改定

### 2. 準用河川占用料等関係（令和元年10月1日より下記のとおり変更します。）

#### 主な占用物件

占用物件	改定前	改定後
電柱	108円	110円
鉄塔	152円	155円
管線類(外径50cm未満)	18円	19円
管線類(外径50cm以上)	48円	49円

※菊川市準用河川流水占用料等徴収条例別表に定める占用期間が1か月未満の占用料のみ改定

### 3. 上記以外の課税対象となる料金は、窓口等で御確認をお願いします。

担当：菊川市役所建設課管理係  
電話：0537-35-0902